



自治会だより

4月4日（土） “さくら祭り” 開催

◎午前11時 ～ 午後2時30分



＞今年も、“さくら祭り”を開催します。場所は、13街区の2・3棟西側のさくら並木にて。BRANCH、UR、NPOと協賛して、賑やかに実施したいと考えています。甘酒の無料配布、豚汁などを計画中です。多数の方の参加をお待ちしています。尚、雨天の場合は4月5日（日）に順延します。



4月から「自転車への交通反則通告制度（青切符）導入」

1. 交通反則通告制度（青切符）は、16歳以上に適用。16歳未満は 指導警告。
手続き負担の軽減が目的で、出頭不要。反則金納付で前科がつかない。但し、事故は刑事手続
2. 自転車安全利用五則 と交通ルール
 - （1）五則の1： 車道の左側通行が原則、歩道の通行は例外。通行帯違反（5000円）
 自転車で歩道を通行できる場合： ①通行可の道路標識がある ②13歳未満の人、70歳以上の人、一定の身体障害を有する人、③車道の状況（狭い）交通の状況でやむを得ないと認められる時
 歩道を通行する時のルール：① 歩道の中央から車道寄りを徐行する
 ②歩行者の通行を妨げない、一時停止する（違反3000円）
 横断歩行者の優先（違反6000円）、併進の禁止（違反6000円）
 - （2）五則の2： 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 車道を進行する時は、「車両用信号」に従う、横断歩道を進行する時は、「歩行者用信号」に従う、停止線の直前で停止する（違反5000円）
 - （3）五則の3： 夜間はライトを点灯（違反5000円）、ブレーキ不良の自転車運転（違反5000円）
 - （4）五則の4： 飲酒運転は禁止（重大な違反や事故は刑事手続）、
 飲酒を薦めた人も処罰（赤切符）
 携帯電話使用の禁止（12000円）、両耳イヤホンで運転の禁止（5000円）

傘さし運転の禁止（5000円）、二人乗りの禁止（3000円）

（幼児を幼児用座席にのせるのは可）

(5) 五則の5 : ヘルメットを着用しよう（努力義務） 頭部を保護しよう

特殊詐欺が増えています

被害総額： 約2億5千万円、

件数 約80件 県内ワースト1 !!



騙しの電話は、平日の昼間に集中。電話でお金の話はサギ！（息子や親族からの
お金の要求、税務署・市役所からの還付金、料金未払いのお知らせ、等）

<手口> ・オレオレ詐欺、 ・還付金詐欺 ・架空料金請求詐欺 ・ロマンス詐欺
・投資詐欺 ・警察官を騙る詐欺

<対策> ・常時、留守番電話を設定 ・迷惑電話防止機能付電話機の活用
・固定電話の番号変更 等

事務局からの連絡とお願い

◎自治会は団地住民の方々の生活をより安全に・快適に過すためのボランティア活動
団体です。

➢ 団地住民の日常生活は、自治会が団地住民の代表として、茅ヶ崎市と（ゴミ収集場所の美化、
資源活用の管理、防災・防犯活動、生活支援活動等）。URとの直接対話（特に団地全面建替えの
要求実現へ対話、防災倉庫の借り入れと管理、団地内の花壇の借り入れと管理、緊急連絡員の任
務、共益費設定へ要望、日常生活で住民の声の窓口、等）の活動。自治会の活動費は、自治会員様
からお預かりした自治会費で、年間計画を立て実施しています。尚、URは、新入居者に対して自
治会加入案内を窓口で、茅ヶ崎市市民自治推進課は、全ての茅ヶ崎市民に対して“自治会に入ろ
う”と呼び掛けています。尚、自治会も総力を挙げ新入居者の自治会加入を実施しています。

➢ 団地内で**バイクの違法駐車**、歩道内での違法運行が日常化しています。特に園児、学童、
老人は常に危険に直面しています。URとJSに対し、駐車場の確保とスタイルの見直し、
違法駐車、敷地内違法運行の注意、取り締まりを強く求めています。

➢ 事務所の開設は、**月、火、木、金、土** の午前10時～午後2時 とさせて頂いており
ます。昼休みはありません。**事務所のお休みは、日、水、祝日** になります。

★亡くなられた自治会員の方（敬称略 2月～届出）のご冥福をお祈りさせていただきます

住 所	氏 名	没 年月日	享 年
14-3-405	丹野 信雄	2026-1月26日	87歳

行発日：2026年3月25日 浜見平団地自治会 浜見平10-1 中央集会所内

☎ 0467-86-1415 編集：広報委員会